

納め忘れはありませんか？ 「国民年金保険料納付の案内」について

国民年金保険料の納め忘れがあると、老後に受ける年金が減額されたり、受けられないことがあります。また、障害基礎年金や、遺族基礎年金などについても受けることができない場合があります。

社会保険事務所では、皆さんの年金権を確保するため、納付期限を過ぎても保険料が納められていない場合は、「電話」や「自宅の訪問」によって納付の案内を行っています。

○電話による案内

奈良社会保険事務局が委託した業者から、保険料の納め忘れがある人に、電話で納付の案内をしています。委託した業者には、徹底した守秘義務が課せられています。

*夜間・休日にも電話や訪問を行いますのでご理解・ご協力をお願いします。

○自宅への訪問

社会保険事務所職員または非常勤の国家公務員である「国民年金推進員」が、直接自宅を訪問し、制度の説明や納付の相談を行っています。

「国民年金推進員」は、非常勤の国家公務員で、職員証明証を携帯しています。

年金制度は、ひとりひとりが納めた保険料によって、お年寄り・障害者・遺族の方など多くの人たちを支えています。また、「高齢者世帯の収入の約7割が年金収入」「6割の高齢者世帯が年金収入のみで生活」という現状もあり、年金は高齢者の生活を大きく支えています。

保険料は納め忘れのないようにしましょう。

奈良社会保険事務局年金課

○保険料

定額保険料 月額 13,860円 (平成18年4月～平成19年3月)

付加保険料 (任意) 月額 400円

定額保険料のほかに、付加保険料を納めた人には、老齢基礎年金が支給されるときに付加年金が加算されます。

年金額	200円×付加保険料納付月数
-----	----------------

(注) 付加年金には物価スライドがありません。

保険料についてのご相談は、市役所年金係へ

■問合先 市役所市民課年金係 ④(内線268、370)

12月は

固定資産税・都市計画税
(第3期)

国民健康保険税 (第6期)

の納期です。

市役所本・支所担当窓口、取扱金融機関および郵便局で納付してください。

納税は便利で確実な口座振替(自動払込)をご利用ください。

各税目の納期限については、納付書で確認してください。

■問合先

税務課徴収係 ④(内線259、260)

保険課保険税係 ④(内線266、368)